

令和5年4月より羽曳野市では、子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを目指すため、市の独自施策として、国が定める多子軽減の所得制限等を撤廃し、認可保育施設にかかる0～2歳児の保育料について、全ての世帯において、第2子以降の保育料の軽減を行います。

【現状の国の多子世帯保育料軽減制度】
 年収360万円(相当)未満→第2子半額・第3子以降無償
 年収360万円(相当)以上→条件付き
 第2子半額・第3子以降無償
 ※第1子を就学前児童からカウント
 ※在籍条件あり

【市独自施策】
 全ての世帯において
 ★第2子半額★
 ★第3子以降無償★

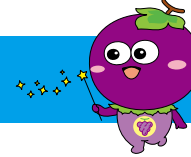
(例1) 第1子が小学生の場合(年収360万円(相当)以上世帯)

きょうだい	国制度	市独自制度
高校生以上		
中学生		
小学生	カウントしない	第1子
3～5歳児		
2歳児	第1子軽減なし	第2子半額
1歳児	第2子半額	第3子無償
0歳児		

(例2) 第1子が高校生以上の場合(年収360万円(相当)以上世帯)

きょうだい	国制度	市独自制度
高校生以上	カウントしない	第1子
中学生		
小学生	カウントしない	第2子
3～5歳児		
2歳児	第1子軽減なし	第3子無償
1歳児	第2子半額	第4子無償
0歳児		

地域包括支援課からのお知らせ

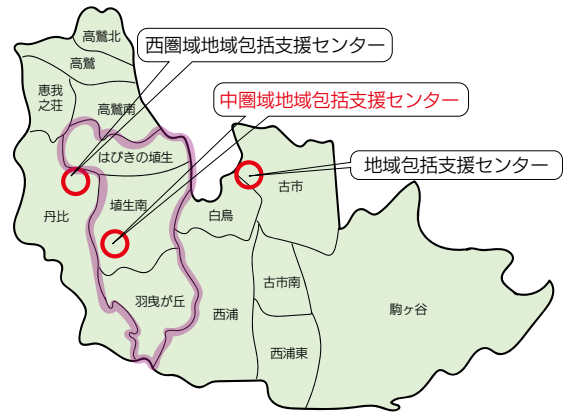


☎ 072-947-3822 (直通)

羽曳野市中圏域地域包括支援センター開設

4月3日(月)に、中圏域地域包括支援センターを開設します。中圏域の担当は、はびきの埴生学園、埴生南小学校、羽曳が丘小学校の各校区になります。

- 市直営の地域包括支援センターは東圏域を担当します。地域包括支援センターは市内3カ所の体制となります。
- 地域包括支援センターでは介護に関する相談や心配ごと以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなどさまざまな相談にのります。高齢者の身近な総合相談窓口としてご利用ください。
- 現在、中圏域において要支援認定もしくは事業対象者としてサービスをご利用中の方は、契約者が地域包括支援センターから中圏域地域包括支援センターへ変更となりますが、引き続き現状のサービスをご利用することができます。



＜羽曳野市中圏域地域包括支援センター＞
 羽曳野市学園前6丁目1-1(四天王寺悲田院内)
 ☎ 072-959-2006

一般介護予防事業

自宅での運動習慣を身につけるために一緒に運動をしませんか。

とき	5月から7月までの全8回、各60分(運動5回・講義3回) 【2号館】 (火)午前 【3号館】 (水)午後 【5号館】 (木)午前 【6号館】 (金)午前 詳しい時間は各サロンに問い合わせください。		
対象	●65歳以上の市民で、介護保険サービスを利用していない方 ●医師から運動制限を受けていない方 ●自力で来所・運動できる方 ●本教室初参加の方		
場所	各高年生きがいサロン	費用	無料
申込	各サロンの窓口にて。(4月3日(月)～21日(金)) ※電話不可 ※申込多数の場合は抽選。 ※他のサロンとの同時申込は不可。		
高年生きがいサロン	【2号館】 ☎ 072-931-2255	【5号館】 ☎ 072-931-6010	【6号館】 ☎ 072-959-0580

初めて触るスマートフォン体験講座

「スマートフォンに興味はあるけれど、よくわからない…」 「自分にとって必要なのかしら?」 と思っている方、実際に貸出機で体験してみませんか?

とき	4月18日(火) 13:30～15:30		
場所	高年生きがいサロン2号館(駐車場なし)		
対象	市内在住の65歳以上の方		
定員	先着10人程度	費用	無料
持物	筆記具(スマートフォンは貸出)		
申込	電話(4月3日(月)から) 高年生きがいサロン2号館 ☎ 072-931-2255 (9:00～17:00)		